

# 災害時における支援協力に関する協定書

千葉中央葬祭業協同組合・匝瑳市

## 災害時における支援協力に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と、千葉中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において匝瑳市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される地震、風水害及びその他の災害が発生した場合で、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生したとき（以下「災害時」という。）に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項について定めるものとする。

### （協力）

第2条 甲は、災害時で乙の協力が必要と認める場合に、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

### （要請）

第3条 前条に規定する要請は、次に掲げる事項を記載した協力要請書（第1号様式）で行うものとする。ただし、甲がやむを得ない事態が発生したと認めるときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で要請することができる。この場合において、当該やむを得ない事態が収束した後、甲は速やかに当該協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 要請する期間
- (5) 要請する場所
- (6) その他要請に必要な事項

### （報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる事項について協力を実施したときは、次に掲げる事項のうち、実施した事項について記載した業務実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び日数
- (3) 遺体搬送等のために使用した寝台車及び霊柩車等の台数と走行距離
- (4) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第5条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合において、当該報告書の内容が甲の要請により実施したことを確認しなければならない。当該確認をした内容に係る乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲が要請した事項の範囲を超える事項を行った場合においては、当該事項に係る経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求しなければならない。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前条第1項に基づき、乙から請求があった場合は乙が指定する支払い先に匝瑳市財務規則（平成18年匝瑳市規則第65号）に基づき支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれに連絡責任者を置き、甲にあつては災害対策本部総務部長の職にある者を、乙にあつては千葉中央葬祭業協同組合代表理事の職にある者を連絡責任者とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条に規定する協力の実施中に得た情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、第2条に規定する協力を行う場合において知り得た個人情報その他の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、甲との連絡窓口を明らかにした乙の組合員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間の効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月4日

甲 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2  
匝瑳市  
匝瑳市長 太田 安規

乙 千葉市中央区中央3丁目5番3号  
千葉中央葬祭業協同組合  
代表理事 並木 義幸

第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

千葉中央葬祭業協同組合代表理事 様

匝瑳市長

協 力 要 請 書

災害時における支援協力に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

電話・FAX等による 要 請 の 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 (第 報)
要 請 担 当 者	課 名 職 氏 名 電話番号 内線_____
要 請 の 内 容	
要 請 す る 期 間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
要 請 す る 場 所	
備 考	

第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

匝瑳市長

あて

千葉中央葬祭業協同組合  
代表理事

業 務 実 施 報 告 書

災害時における支援協力に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり要請業務を実施したので報告します。

記

電話・FAX等による 要 請 の 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 (第 報)
実 施 業 務 内 容	
従 事 者 員 数 等	名 (別添名簿のとおり)
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
報 告 担 当 者	氏 名 電話番号
備 考	

※ 実施業務内容には、棺及び葬祭用品の供給数、遺体を搬送した車両台数、走行距離及び安置先等を記載すること。